

## 幸手市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(幸手市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 幸手市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(幸手市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 幸手市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(幸手市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 幸手市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、議会の同意を要する賠償責任の免除に関する引用条項の改正をしたいので、この案を提出するものである。